

【第1章】

* (1) 「パーセント」「%」の混在 ←カッコ内は引用だから OK? (富士見)

「%」に統一します。

* (1) 「質の高い保育」の「質」とは具体的に何か。／この前文で明言する以上、何を以って高質と見做すか、「具体的な物差し」をどこかで明示しないと意味がない。なぜなら、制度や方式が異なる過去・現在・未来(民間→社福→公設公営正規職員化かつ児童館・分館制→複数学童化→嘱託や民営との共存?)の学童保育を横断的に結びつけ、比較する指標を設定しなくては、現状把握も今後の方向性の模索、計画の立案も成し得ないからである。なおこれはガイドラインから離れても常に必要な視点である。／目安のひとつに「児童の残存率」がある。これは小金井市学童保育連絡協議会の橋本昭彦氏(当時)が案出した方法で、3年間通い続けた小学生の比率を三多摩の自治体毎に集計・比較したものである(東京・小金井の親たち編著『民間委託で学童保育はどうなるの?』公人社、2010年参照)。<残存率の高さ=通い続けたい・やめたくない率>と評価したもので、小金井・東村山・東久留米など公設公営正規職員体制(当時)の自治体が上位を占めた。もちろんデータ解析・判断の立脚点は複数採られるべきだし、かかる指標自体も複数が望ましいが、大変わかりやすいものではあり、かつ大規模化の有無、職員体制と職責・地位などとリンクして考えやすい点、貴重と考える。(市に寄せられた意見)

「質の高い保育」は(1)に2カ所、(2)に1カ所出てきます。(1)の2カ所はいずれも平成19年3月に策定した「東村山市児童クラブ設置・運営基準(案)」の策定経過を述べたものであり、その前文にある「現行児童クラブ事業および今後の分割・増設に伴って想定される多様な運営形態においても、ともに当市が培ってきた質の高い保育を担保させる条件として機能させるものである」という文章に基づいて書いたものです。しかしながらご指摘のとおり、具体性に欠けるので、最初の「東村山市の児童クラブは公設公営で、これまで質の高い保育を行ってきたが」は「東村山市の児童クラブはこれまで公設公営で保育を行ってきたが」と変え、2カ所目の「当市が培ってきた質の高い保育を担保させるため」は「当市が培ってきた保育の質を低下させないため」と変更します。(2)の「質の高い保育」は、平成19年3月に策定した「東村山市児童クラブ設置・運営基準(案)」を踏まえたからこそ出てきた言葉であり、「質の高い保育」が具体性に欠ける以上、この言葉を使わず単に「保育」と変更します。

【第2章】

* (5) 開所日・開所時間

保育時間の項に「継続的に協議をする」と記載がありますが、具体的な期日がありませ

ん。「できる限り」という曖昧な表現では評価をすることができないため、継続的協議を実施する機関、利用者へ検討結果を公表する時期を明確にするために、覚え書き等で具体的に示していただくことを強く希望します。(化成)

保育時間の問題は今回初めて出てきた問題ではありません。児童館条例では午前9時30分からとあるものを、学保連の先輩方が長い時間をかけて市との交渉を積み重ねて現在の午前8時30分からの保育開始を実現してきました。現在も保護者の皆さんからの希望が一番多い問題なので、学保連として市に要望をし、交渉をしています。また学保連の運営体制は1年ごとに変わるので、担当する役員の負担のないよう交渉を進めてもらうため、具立的な記述を避けました。ご理解していただきたいと思います。

* 保育時間を明記しては、保護者が今の開所時間に満足したこととなりませんか？ここは「現状を維持」等の文言に留めて欲しいと思います。(化成)

このガイドラインは現状の保育の最低基準を定めるものです。ですから第1章の(4)の④で「市は、当ガイドラインを超えて、常にその設備および運営の質を向上させなければならない」としました。また、保育時間の問題は多くの保護者の関心事であることを認識しているので、「なお…」以下の文章を加えました。決して現状に満足していないことをご理解していただきたいと思います。

* 第1章にあるように、保育の質を担保するため、監護に欠ける児童が安全に過ごすことができることを最優先の目的とするためには、学校休業日の開所時間が8:30では親の出勤後に1人でいなければならない不安な時間が発生します。開所時間の繰上げを必要と認識している自治体が増えている中で、当市が実施できない理由をぜひ公開していただきたいと思います。よろしくお願いします。(化成)

* 学校がお休みの日のクラブの開所時間(保育時間)を朝8時からにさせていただきたいです。(回田)

* 保育時間を午前8時15分から午後5時45分にさせていただけると助かる。学校が休みの日に先に家を出るのが気になるので、学校と同じ始業時間にさせていただきたい。(青葉)

* (5)の保育時間について通常 保育園に通わせながら仕事をしていて、学童にあがってから8時30分～5時45分になると仕事を継続することができなくなる人が多くなるのではないかと。その時はファミサポを利用してくれと言われるようだが子供にとってあっちこちに預けられて 落ち着いて一日、一日を過ごせないのではないのか。何を基準にこの時間で設定しているのかがわからない。ファミサポを利用することが解決策ではなく、苦肉の策と思っていないのか？改善する気がまったくないとしか思えません。やっと保育園に入れたのに 学童になることで また働き続けていくことが困難になり転職や退職が余儀なくされる。せめて保育園と同じようにはできないのか？ 働いて納

税者であるにも関わらず肩身の狭い思いをしなくてはいけないのが どうしても納得がいかない。(市に寄せられた意見)

学保連ではご指摘のとおりと考えています。学保連からの要望に対し、市も保育時間の前後の延長を検討はしているのですが、職員体制との関係もあり、まだ協議段階であるのが現状です。

* (2) 対象児童

ここに③として「長期休み(夏休みなど)期間の小学校1～6年」を付け足していただきたいです。(回田)

* 長期休みだけでも良いので、4～6年生の希望者を保育依頼してもらいたい。(回田)

* 4年生になっても夏休みの間だけ受け入れてもらいたい(富士見)

* 2015年には対象児童の学年が1～3から1～6に変わるのがほぼ決まっているならば(国のガイドライン・・・)、今回のガイドラインの中に入れて考えるのはどうか……。他市のように長期休みの間だけでも 4 年生まで対象とする制度があってもいいと思う。(秋津)

長期休暇期間の受け入れ対象児童の拡大については、要望はしていますが実現には至っていません。それゆえガイドラインには明記しませんでした。学保連としては今後も要望していきますのでご理解していただきたいと思います。

* 文中にあるように、日祝での開所が実現すると嬉しいです。(回田)

* 学校給食のない日に給食を選べるようになると更に嬉しいです。(回田)

学保連として要望し、何とか実現させてガイドラインに明記できるようしていきたいと思

* (4)の必要な施設の遊び場(屋内・屋外)の部分で、屋外遊び場の広さの目安を追記して欲しい。外遊びしやすい環境を確保してもらいたい。:現在遊び場がクラブ内になく、体を使った遊びができなくなり、子どもの発育が心配である為。(富士見)

平成19年に厚生労働省が出した「放課後児童クラブガイドライン」にも平成23年に一部改正した東京都の「学童クラブ事業実施要綱」にも、屋外遊び場の広さの目安がないため、今回のガイドラインでは触れませんでした。学保連としては重要な視点だと考えています。しかしながら東村山市独自で考えるにはむずかしい問題だと考えています。今後の厚生労働省の動きを見ながら、ガイドラインの見直しという形で定めていくことができると考えています。

* (3)③ ～超える状態が継続する事が見込まれる場合は～ を ～超える状態が長

期間見込まれる場合は～ にした方が良いのでは？(表現を分かりやすく。「が」が続くのが変)(富士見)

ご指摘のとおり修正します。

* (4)③ ～耐震基準診断などの定期点検を行い～ とありますが、どのタイミングで誰がどの場所(点検場所)を年間何回実施しなければならないのかが伝わってきません。実施していると事故が起きた時に「やりました」けどそれでは困ります。(富士見)

(市の見解を明記してください)

* (4)③ 必要な施設 ～遊び場(屋内・屋外)～ 富士見児童クラブの場合は敷地内では遊べないが、この場合の屋外とは、中央公園や校庭のことを指すのか？また、「2方向以上の避難経路」とは、建物以外のフェンスについても含まれていますか？ ⇒ 富士見児童クラブは敷地内をフェンスで囲まれている。(富士見)

(市の見解を明記してください)

* (2)①「小学校一年から3年生」「1年生から4年生」←「生」が入る入らないの統一(富士見)

「生」を入れることで統一します。

* (4)② 送迎時など、父兄(とくに祖父母)の利用にとってもバリアフリー化を進めて頂きたい。(富士見)

「障がいを持つ児童の利用が可能なように」と一番弱い立場の利用者を明記しているので、祖父母の利用については言及しませんでした。ご理解していただければと思います。

* (1) 公立の前にスペース(本町)

ご指摘のとおり、修正します。

* (4)・必要な設備 児童用ロッカー○、←スペース不要 下駄箱→靴箱の方がよいかと思えます。(本町)

ご指摘のとおり、修正します。

* (5) 開所日、保育時間

なお、多様な生活状況から祝日……

要望に関しては、総則の「要望に関して」のような項目を作り、保育時間以外にも様々な事態の要望への対応に関われるよう別に設けるべきでは。

あるいは、第9章に苦情・要望という項目があるが、要望・苦情とし、総則に入れるべきではと思う。＜市および運営者は要望に関し、真摯的に協議に応じ、保護者の要望実現に向け検討すること＞のように、運営者(行政ではない場合も考慮し)も含むべきと思う。(秋津東)

このガイドラインは設置者も運営者もともに東村山市であることを前提に現状の保育内容について明記したものです。これを最低基準とし、今後、学保連の要望が実現していけば、その都度、ガイドラインを見直していきたいと考えています。保育時間については最も関心の高い問題なので「なお…」と文章を入れましたが、それ以外の要望については学保連を通じて市と交渉しているので明記しませんでした。要望への対応は、苦情の対応とともに重要なことなので、第2章に含めず、第9章として別建てにしました。

* (2)対象児童 ①市内に在住する・・・、及び特別支援学校小学部・特別支援学校の1年・・・の部分について特別支援学校 が重複しています。意味がわかりにくいので、

- ・特別支援学校小学部の1年～4年
- ・特別支援学校小学部・特別支援学級の1年～4年

のどちらかだと思いますので、訂正をお願いしたいと思います。(秋津)

「特別支援学校小学部・特別支援学級の1年生から4年生」と修正します。

*なぜ3年生で卒所なのか。所沢市では6年生まで通うことができる。せめて5年生で卒所にして欲しい。3年生で1人で留守番させるのはいかななものか。(青葉)

* (2)対象児童について小学校6年生までに対象を広げられないのか？すべての子供が安全で放課後を過ごせるように配慮してもらいたい。そのために 法人などの導入などしないのか？まわりの父母の話で 子供が一人で家にいたり 我慢してる子供たちが多すぎる。安心して東村山で子育てができない。(市に寄せられた意見)

対象児童の拡大については、長期休暇期間の受け入れ対象児童の拡大と同様に、学保連として要望していますが実現には至っていません。それゆえガイドラインには明記しませんでした。学保連としては今後も要望していきますのでご理解していただきたいと思います。

【第3章】

* (2)③ ホームページ ←どこの？(富士見)

「市のホームページ」と修正します。

* (4)③ 面接をすることができることとする。→面接ができることとする。で良いのでは？(富士見)

ご指摘のとおり、修正します。

【第4章】

* 専任指導員として配置される職員は正規職員を基本とする旨が第4章(2)に追加：現在と同程度の質を保つために必要と考えます。(臨時職員が23区内の学童クラブで児童への暴力を行ったニュースもあり、安全面で心配です)(富士見)

専任指導員は正規職員と嘱託職員のみです。臨時職員は専任指導員ではありません。

* 必ず正規職員をおいてください。長い目で子どもたちの成長を見守ってくれる方が必要です。(青葉)

現在は25カ所の児童クラブすべてに正規職員が1人配置されています。

* (3)② 保護者への連絡先 →保護者の連絡先 または 保護者への連絡方法 など(富士見)

「保護者への連絡先」に連絡方法も含まれていると考えますので、このままとします。

* (3)⑨ 学習・研修、遊びの研修 →学習や遊びの研修 では？(富士見)

ご指摘のとおり、修正します。

* (5)① 句点必要 / ② 言動など →言動などで(富士見)

ご指摘のとおり、修正します。

* すぐ退職してしまう嘱託職員ばかり採用せず、きちんと長期勤務及び児童と接するにふさわしい方を採用して下さい。(富士見)

市への要望として承りました。

* (1)③の最後 役割の1つ→一つ(本町)

洋数字で統一しているので、このままとします。

* (6)【研修の内容】④の改行。「た」が「障」の下。(本町)

ご指摘のとおり、修正します。

* (7) 職員体制

指導員の配置に関しわかりづらい。専任指導員は正規と委託となっているが、常勤換算からは、委託三人等となる可能性もあるのですか。(秋津東)

まず前提として、第1章で述べたとおり、学保連は市が平成23年に打ち出した「平成25年度に80%の児童クラブにて正職員と嘱託職員の配置の見直しの実施」に反対の姿勢を示しました。現在、この問題はペンディングとなっています。そして現状、25カ所の児童クラブに正規職員が1人配置されています。しかし、正規職員が週休2日制であることを考えれば、すでに現状において週に1日は嘱託職員だけで運営する状態となっています。また、市は退職者不補充という方針を打ち出しており、現在の正規職員が退職した場合、補充されるのは正規職員ではなく嘱託職員だけとなってしまいます。そうした事態を想定して今回のガイドラインを策定しました。

ただ、誤解して欲しくないのは、完全に嘱託職員だけの児童クラブという事態はまだ来ないと想定しています。25カ所の児童クラブではありますが、第1と第2を持っている児童クラブの場合は、正規職員は第1と第2それぞれに1人いて、トータルで2人いることとなります。だから例えば第2の正規職員が退職した場合、第2の正規職員はいなくなるけど、第1の正規職員は残っていることとなります。

第1・第2のない児童クラブで正規職員が退職した場合は、学保連としては第1・第2のある児童クラブから正規職員を異動してもらうか、交渉して新たに正規職員を配置してもらうかして、正規職員を配置してもらうよう要望していきます。

* 正規職員と嘱託職員を同一視しすぎている。その根拠は何か？／これは、A指導員は正規・嘱託を同一視しても構わない程度の安易な業務。B市役所の業務はすべてから嘱託職員が従事して差し支えない。以上のいずれかの立場からの作文と断ぜざるを得ない。嘱託が責任持って業務の中核を担う事例は民間では有り得るものの、それらはコンビニや新古書店など一部に限られている。少なくとも「命を直接預かる仕事」に適用した例は、現在の日本では営利企業においてさえ存在していない。それは、嘱託職員の給与体系や勤務体制が、十全な責任を負い得るほどの充実をみていないことに企業人が自覚的な証拠である。／しかし元来が民間から出発し、いまだ法的な位置付けが中途半端な学童保育の世界、とりわけ公設公営施設では珍しいことではない。しかし過去の「質の高い保育」を誇り今後も標榜する東村山市が、そのような容易には改変し難い厳しい現実をあたかもスタンダードと見做すかのように、なんらの検証なく正規・嘱託を同一視するのは、乱暴に過ぎないか。／またこのような「見做し」は、今後民間委託が行われる際にも悪影響を及ぼす可能性があることも申し添えたい。(市に寄せられた意見)

学保連としては、嘱託職員だけによる運営について平成23年の全保護者アンケートで反対の姿勢を打ち出しています。現在、25カ所の児童クラブに正規職員が1人配

置されています。しかし、正規職員が週休2日制であることを考えれば、すでに現状において週に1日は嘱託職員だけで運営する状態となっています。また、市は退職者不補充という方針を打ち出しており、現在の正規職員が退職した場合、補充されるのは正規職員ではなく嘱託職員だけとなってしまいます。そうした事態を想定して今回のガイドラインを策定しました。あくまでも嘱託職員は正規職員を補完する存在ですが、現状では週に1日、また長期休暇期間においては1日のうち数時間、正規職員不在の状態が出てきます。この時の運営責任を明確にするために「専任指導員」という役割を導入しました。

学保連が今後、嘱託職員化や民間委託に賛成し、東村山市が運営体制を変えた場合、改めてこの点は見直されるべきだと考えています。

*「嘱託職員」の定義がない。現在の東村山市の嘱託職員のことを表しているのだと思います。このガイドラインは将来的に公設でなく民設、あるいは民営になった際でも一定の同じ基準で運営できるようにする目的もあり、制定されると思います。となると、この勤務形態が組織においてその解釈や決まりごとによって左右されないようにしておく必要があるかと思えます。(市に寄せられた意見)

嘱託職員についてはご指摘のとおりも東村山市の嘱託職員を意味しています。このガイドラインは市が設置運営者である、現状の公設公営を前提として、その保育内容と最低基準を明確化したものです。ですから、民設民営には対応しておりません。今後、市が民営化を方針として打ち出し、学保連が全保護者アンケートで方針の受け入れを決定した際、その運営体制に合ったものにガイドラインを見直す必要があると考えています。

* (4) 資格の限定は現実的か？ / 不況下においては、当該資格を有する者が低賃金の嘱託職員に応募することは十分有り得るだろう。しかしそのことが、却って資格を伴わない有為な人材を排除することに繋がりはないだろうか。 / A多様な人材の確保。B資格制度未整備下での対処法。表裏の関係にある2点を指摘したい。Bは国が認める「学童保育指導員」がない現状下、本ガイドラインがそれに近似した資格を求める姿勢は理解できる。しかし、保育園・幼稚園・小学校のどれよりも自由度が高い学童保育を「安全を確保しつつ子供の遊びと休息を保障し、発達を見守る場所」と定義することが許されるならば、指導員は教員・保育士以上に多様な人材が求められることになるはずだ。ここでも正規指導員との組み合わせを問題視したいが、有資格の正規職員＋人材優先の嘱託・非常勤というありかたこそ有意義だと考える。国家資格とそれに見合った高等教育機関でのカリキュラムも存在しない現状で、またこれまでのように当市が「児童厚生員」資格も掲げないのであれば、なおさらだろう。なお、これは東村山市の保育現場、すなわち多様な個性を持つ指導員集団を高く評価し、その現状の維

持を指摘したに過ぎない。(市に寄せられた意見)

市は数年前からガイドラインに明記した条件で嘱託職員を募集しており、学保連としてもわずか週1日とはいえ、嘱託職員だけの運営が行われている現状を考えれば、正規職員と同様の資格を持っていることは安心につながると考えています。多様な人材の確保については臨時職員によって行われていると考えています。

【第5章】

* (8)① 見直しする → 見直しをする(富士見)

ご指摘のとおり、修正します。

* 「日ごろ」「日頃」の混在(富士見)

「日ごろ」で統一します。

* 「ともに」「共に」の混在(富士見)

「ともに」で統一します。

* 「十分」「充分」の混在(富士見)

「十分」で統一します。

* (2) 出欠管理

① 指導員は → ① 専任指導員は

上記のように、出欠の確認を毎日確認できる方で、臨時職員では不安です。(秋津東)

ご指摘のとおり、修正します。

* (3)③ 昼食を持参すること○とする 1文字空いている。(青葉)

ご指摘のとおり、修正します。

* (9)① 責任を持つこと を もつこと に。この場合の「持つ」はひらがなでは？(青葉)

漢字表記も間違いではないので、このままとします。

【第6章】

* (1)のどこかに「災害時の対応について、各児童クラブ、市や保護者と共に協議できるものとする」といった 内容を入れていただけると、指導員さんだけの責任でなく、

市や保護者も意識が高まるのでは・・とと思いました。各児童クラブで、よりよい対応を決めておけるとよいかと思います。(回田)

(市の見解を明記してください)

* (2)② 罹患児童は、登所しないよう指導すること。 ←具体的な基準は(いつまでか)? (富士見)

(市の見解を明記してください)

* いずれの場合も、すでに登所済みの児童に対して降所を強制しないこととする。 ←上記②の場合は親(保護者)に降所を強制しないと集団感染のリスクがあるのではないのでしょうか? (富士見)

(市の見解を明記してください)

* (2) 次の場合は下記の通り ←「次」と「下記」は同一? (富士見)

「特に次の場合は下記のとおり」を削除します。

* (1) (3) 文内の主任、副主任主体で構成されている。前の流れからは、専任指導員という単語では。(秋津東)

運営責任を明確にするため、専任指導員の中で決められる主任、副主任としました。

* (2) 臨時休所・閉所についてのインフルエンザ等についてですが、最後に「いずれの場合も、すでに登所済みの児童に対して降所を強制しないこととする。」とありますが、インフルエンザなのに親が登所させてしまった場合は降所させるべきですし、家族内でインフルエンザ等の罹患者がいる場合にはまだ発症してない場合でも登所してきた場合は降所させるべきではないのでしょうか? 公立保育園内では家族内でインフルエンザ等の発症があった場合は兄弟関係は登園禁止です。(親が発症した場合は子どもの登園が禁止されています。)また、実際に兄弟関係がインフルエンザを発症した場合に、それを聞いた他の親御さんからの電話で児童クラブ側が知り(抗議を受け)児童を降所させた事があります。(市に寄せられた意見)

(市の見解を明記してください)

* (1) 緊急時の対応についておとしの3・11では、児童クラブによっては児童を降所させてしまったと聞きます。児童クラブでマチマチの対応だったようですが、災害時は両親が迎えにくるまでは児童クラブで責任を持って預かるべきではないのでしょうか? (市に寄せられた意見)

(市の見解を明記してください)

【第7章】

* (3) 警察等～④～発達○相談

スペースがあるので詰めた方がよいと思う。(回田)

ご指摘のとおり、修正します。

* (3)④ 市の障害担当 ←ここでは「障がい」とは表記しない？(富士見)

市の中の担当部署のことなので「障害」と表記しました。

* (2)②子ども→児童(本町)

ご指摘のとおり、修正します。

* (1)③指導員は保護者会、父母会行事に出来る限り参加すること。

→専任指導員は保護者会、父母会行事に参加すること。

いないのは不自然ではと思い、出来る限りは外しては。(秋津東)

(市の見解を明記してください)

【第8章】

* (3)② 実施に努めること ←市が？職員が？(富士見)

「市は」を挿入します。

* (5)① 放課後児童クラブ ←放課後子ども教室と混ざっている??(ここにしか登場しない表現)(富士見)

「児童クラブ」と修正します。

* (2) 入会の前スペース 半角→全角(本町)

ご指摘のとおり、修正します。

【第9章】

* 「苦情・要望」ということばは、利用保護者が苦情を言うことを前提としているようで、あまり良い印象を受けません。「意見・要望」ではダメでしょうか？(秋津)

(市の見解を明記してください)

【第10章】

*どのような意見が出ようとも、ここで策定会議は終了した方が良いと思います。来年以降、国と自治体で設置運営基準を条例化する話があります。このガイドラインを有効活用できるように、このガイドラインが設置運営基準の妨げにならないようにして欲しいと思います。(化成)

今後の国の動きを見ながら判断していきたいと思います。

*現段階で今後の国の動きを見ると、体力の無い自治体では民間に運営を委ねる方向になってしまう方向となってしまうようです。その辺を意識して今後の活動につなげて欲しいと思います。(化成)

市は児童クラブの運営体制について、嘱託職員化は「スローダウン」と明言し、民営化については「視野に入れて」と言うものの、明確に方針として打ち出していません。学保連は現状、嘱託職員化に反対し、民営化についてはこのガイドラインが公設公営を前提としている以上、NOと言わざるを得ない状況です。保護者全体の意見の集約は今後必要となるかもしれませんが、まだ俎上にも上っていないことについて考える必要はないと思います。

【その他】

*何か所か ○○の通りとあるが ○○のとおりが正しいのでは？(回田)

ご指摘のとおり、修正します。

*今回の作成したガイドラインの内容は、要求というよりは“現状の学童運営内容を文章化しました。”という感じがします。それでいいなら承認しますが、改善を要求するならば承認できません。どう見ても市側が今までの状況で満足されていると思いますが、もし今後委託になった時にこの基準で行うことになったら親からの不満が出ると思います。(富士見)

ガイドラインは現状の保育内容を明確化し、児童クラブの最低基準を示したものです。当然ながらこれがベストではありません。保育時間の問題、対象児童の問題など改善すべき点はまだまだあると学保連では考えています。それらの要望を市と交渉し、改善が実現したらガイドラインを見直していくという作業を、今後続けていきたいと考えています。ご理解していただきたいと思います。

*「子ども」「子供」の混在(富士見)

「子ども」で統一します。

* インデント(行頭1字下げ)の統一(第2章(1)、第4章(6)、同④)(富士見)
ご指摘のとおり、修正します。

* 「9つの児童クラブ」「25カ所の児童クラブ」←カウントの仕方の統一(富士見)
「25カ所の児童クラブ」とは、第1・第2をそれぞれ1カ所とカウントした時のものです。
一方「9つの児童クラブ」とは、第1と第2を持つ児童クラブをカウントした時のものです。
これを同じ「カ所」で統一するとかえって混乱を招くと考えるので、このままとします。

* 読点の統一(「、」と「、」の混在)(富士見)
「、」で統一します。

* 不要なスペースの削除(第2章(4)必要な設備「布団、」／第5章(3)③「することとする。」／第7章(3)④「発達相談」)(富士見)
ご指摘のとおり、修正します。

* 「保育所や幼稚園」「保育園・幼稚園」の混在(富士見)
「保育所や幼稚園」で統一します。

* 「および」「及び」の混在(富士見)
ご指摘のとおり、修正します。

* 意見徴収等につき、調査対象や方法が不明確であり、開示を求めます。また、他市基準では監護に欠ける状態とされる児童が、東村山市では児童クラブに入所できぬ問題につき、今後の改善見通しにつきお示し下さい。(市に寄せられた意見)
(市の見解を明記してください)